

千代田区告示第 114 号

特定収納事務について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 2 項に規定する特定収納事務を地方税共同機構に行わせるため、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 30 日

千代田区長 樋口 高顕

記

- 1 特定収納事務者の名称
地方税共同機構
- 2 指定日及び指定期間
 - （1）指 定 日 令和 8 年 10 月 1 日
 - （2）指定期間 令和 8 年 10 月 1 日から